

証券コード 5210
2019年6月4日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社
代表取締役 山村幸治
社長執行役員

第90期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社 関西本社会議室（3階） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第90期（ 2018年4月1日から
2019年3月31日まで ）事業報告、連結計算
書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計
算書類監査結果報告の件
2. 第90期（ 2018年4月1日から
2019年3月31日まで ）計算書類報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は環境に配慮して軽装(いわゆるクールビズ)にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
- ◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.yamamura.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」
 2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」
 3. 連結計算書類の「連結注記表」
 4. 計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.yamamura.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善に足踏みがみられたものの、雇用・所得環境の改善が続く中で個人消費も持ち直しており、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、通商問題の動向や中国経済の減速等、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

このような中、山村グループでは「世界のYAMAMURAへ一心と技術を伝えたい」というビジョンを掲げた3ヵ年の中期経営計画の2年目として、「グループ総合力の深化」と「研究開発の推進」という全体戦略、「パッケージング事業の収益力強化」と「ニューガラス事業の拡大」という事業戦略の下、グループ一体となってさらなる業績向上に取り組んでまいりました。

こうした環境の下、セグメント売上高は、プラスチック容器関連事業、物流関連事業では増収となったものの、ガラスびん関連事業、ニューガラス関連事業が減収となったため、当連結会計年度の連結売上高は70,251百万円（前期比0.2%減）と減収となりました。

利益につきましては、連結営業利益は282百万円（前期比78.0%減）と減益となりました。持分法による投資利益は1,138百万円（前期比12.0%減）となり、連結経常利益は878百万円（前期比59.5%減）と減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期は特別損失にのれん償却額等を計上したこともあり、166百万円（前期比27.6%増）と増益となりました。

事業セグメント別の業績は以下のとおりです。

① ガラスびん関連事業

ガラスびん関連事業では、他素材容器への転換に加え、地震、台風等の天災の影響もあり、国内ガラスびん業界全体の出荷量は前期比95.2%と減少しました。当社の出荷量の減少は業界平均ほど大きくなかったものの前期にはおよばず、セグメント売上高は47,806百万円（前期比3.0%減）と減収となりました。セグメント利益は、海外子会社において生産性は向上しましたが、ガラス溶解窯の更新による稼働率の低下に加え、環境規制強化に対応する費用の増加や為替の影響があり、また当社の出荷量・生産量の減少や国内子会社のガラス溶解窯の更新という減益要因があったため、△905百万円（前期は305百万円）と損失となりました

② プラスチック容器関連事業

プラスチック容器関連事業では、当社において、好天の影響等により飲料用キャップの出荷が増加し、海外子会社においても飲料用キャップの出荷が好調であったため、セグメント売上高は6,769百万円（前期比12.8%増）と増収となりました。セグメント利益は、増収による増益効果等はありませんでしたが、販売の品種構成による利益率低下、当社における外注費や償却費等の費用の増加や海外子会社における為替換算の影響により、418百万円（前期比18.3%減）と減益となりました。

③ 物流関連事業

物流関連事業では、3PL（サード・パーティー・ロジスティクス）事業の拡大や新規業務の獲得等により、セグメント売上高は11,389百万円（前期比9.4%増）と増収となりました。セグメント利益は、労働力確保のための人件費増加がありました。作業効率の改善や取引条件の改定等に努め、118百万円（前期比1.9%増）と増益となりました。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス関連事業では、中国の政策の影響を受け当社の太陽電池用ガラスの出荷が減少し、さらに第4四半期において半導体市場や光通信市場の低迷により当社および国内子会社の関連製品の出荷が急速に減少したため、セグメント売上高は4,285百万円（前期比8.2%減）と減収となりました。セグメント利益は、修繕費等の減少はありませんでしたが、減収による影響や外注費等の製造経費の増加により、314百万円（前期比21.9%減）と減益となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループの中期経営計画3カ年は、「世界のYAMAMURAへ一心と技術を伝えたい」のビジョンの下、最終年度を迎えます。引き続き、『全体戦略』と『事業戦略』として、下記の4つの経営方針を推進してまいります。

1) 全体戦略

- ①グループ総合力の深化
- ②研究開発の推進

2) 事業戦略

- ①パッケージング事業の収益力強化
- ②ニューガラス事業の拡大

上記の経営方針に基づき、次のとおり課題達成に向けて努力してまいります。

① ガラスびん関連事業

国内ガラスびんの需要は、調味料びんを中心とした急激な他素材化への転換と併せて、長期的には少子高齢化が進むことにより、需要の減少は避けられない状況にあります。また短期的には包装資材費、人件費、物流費等の諸費用が高騰しており、事業環境の悪化が懸念されます。さらに原油価格や為替の動向は今後の見通しが難しく、値動きが激しい展開も予想されます。また、品質確保や安定供給のために実施するガラス溶解窯の更新により減価償却費の増加が見込まれています。このような状況において、山村グループの主力事業としてグループ内の連携を強化しながら収益力強化に取り組んでまいります。そのために、販売部門においてさらなる合理化と価格改定の推進と併せ、マーケティング戦略強化による販売促進に取り組んでまいります。また新たに管理本部を設けたことで、購買方法の再検討等による製造変動費の削減、適地生産化や在庫適正化の推進による物流費削減等に取り組んでまいります。開発分野に関しましては、人材不足に対応するための省人化技術や多品種少ロットへの対応、高付加価値品技術等に取り組んでまいります。また、省エネルギーや積極的な環境問題への対応のため、NO_x低減技術の実用化に取り組んでまいります。

海外子会社におきましては、グループ内で相互に連携をしながら、海外営業体制の強化、品質および生産性の向上を進めてまいります。また、中国国内における環境規制改正への継続的な対応を行うとともに、さらなる

製造コスト削減や販売単価の見直しを図り、損益改善に取り組んでまいります。

② プラスチック容器関連事業

国内のキャップ事業では、市場の成長にあわせた増産体制や多品種生産に対応するためのフレキシブルな生産体制を構築してまいります。原料および各種資材の供給不足や価格高騰による製造コストの上昇が予想されますが、様々な取り組みにより、安定調達やコスト吸収を図り、また環境変化に対応できる体制を構築してまいります。お客様の要望にお応えするためにキャップのラインナップを拡充させるべく、新製品開発のスピードアップを図ってまいります。海外においては、中国およびインドネシアの子会社と相互に連携しながら、アジア全域への販売強化を目指してまいります。

③ 物流関連事業

物流事業では、お客様との直接取引による物流機能全般を一括して請け負う3PL（サード・パーティー・ロジスティクス）事業の推進や運送事業の拡大、製造請負等、事業領域の拡大に取り組んでまいります。また、働き方改革や労働力確保に対応するために人事制度改革等の取り組みを継続する一方、さらなる作業効率の改善やコスト削減、不採算部署の収益改善に取り組み、適正な利益確保に努めてまいります。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス事業では、国内子会社の主力製品である光通信用キャップ部品の既存取引先のシェア維持や生産性の改善およびコスト削減、ガラスセラミックス製品の受注拡大および生産効率改善に努めてまいります。

当社では、引き続きエネルギー関連、情報通信関連および自動車関連の分野に注力し、売上拡大を目指すと同時に新分野の研究開発の継続やコア技術の開発強化により、事業領域の拡大を目指してまいります。光学分野においては、新規子会社の支援を行い、山村グループでの相乗効果を創出しながら高付加価値レンズキャップの開発・販売等に取り組んでまいります。

・海外事業におきましては、国内外一貫した事業戦略を推進し、経済成長著しいアジア地域において、当社の関係会社や提携先を通じ業容の拡大を進めてまいります。

・研究開発センターにおきましては、植物工場における葉菜類等の栽培について、販売拡大を目指すため、生産効率の向上や新規品種の開発等の各種技術開発を推進してまいります。また、独自ブランドとして立ち上げた『きらきらベジ』を育成し、機能性野菜や高付加価値野菜等の販売や栽培技術支援等、新規市場の開拓に継続的に取り組んでまいります。

また、新規技術開発として当社固有技術を深化させた開発を推進し、新たな収益源となるような事業を早期に立ち上げできるように取り組んでまいります。

山村グループは全社をあげて課題に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備投資資金4,500百万円をシンジケートローンにより、また新規取得した台湾山村光學股份有限公司の資金1,000百万円を長期借入金により調達いたしました。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は5,345百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当 社	播 磨 工 場	ガラスびん生産設備更新
	宇都宮プラント	プラスチックキャップ生産設備新設等
株 式 会 社 山 村 製 壘 所		ガラスびん生産設備更新
秦皇島方圓包装玻璃有限公司		ガラスびん生産設備新設および更新等

(5) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 87 期 (2016年3月期)	第 88 期 (2017年3月期)	第 89 期 (2018年3月期)	第 90 期 (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	70,456	68,772	70,360	70,251
営 業 損 益 (百万円)	1,246	1,433	1,284	282
経 常 損 益 (百万円)	2,113	1,880	2,168	878
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 益 (百万円)	1,139	1,416	130	166
1株当たり当期純損益 (円)	10.85	13.50	1.24	15.83
総 資 産 (百万円)	107,312	107,613	106,468	105,006
純 資 産 (百万円)	59,946	58,403	57,629	55,248

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純損益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
山村倉庫株式会社	20	100.0	倉庫業・運送業
山村ロジスティクス株式会社	20	100.0	倉庫業・運送業
星硝株式会社	18	93.3	ガラスびん、日用品の仕入・販売
山村フォトニクス株式会社	50	100.0	電気・電子機器用ガラス部品の製造・販売
株式会社山村製壺所	50	100.0	ガラスびんの製造・販売
秦皇島方圓包装玻璃有限公司	3,207	100.0	ガラスびんの製造・販売
展誠(蘇州)塑料製品有限公司	836	100.0	プラスチックキャップの製造・販売
山村ウタマ・インドプラス	209	99.9	プラスチックキャップの製造・販売

(7) 主要な事業内容

事業内容	主要製品等
ガラスびん関連事業	ガラスびん、製びん機、搬送装置等
プラスチック容器関連事業	プラスチック容器
物流関連事業	輸送・保管、構内作業等
ニューガラス関連事業	エレクトロニクス用ガラス、ガラス部品

(8) 主要な営業所および工場

当社	関西本社	兵庫県尼崎市西向島町15番1		
	東京本社	東京都新宿区西新宿6丁目14番1号		
	営業所	東部営業部	(東京都新宿区)	
		西部営業部	(尼崎市)	
		西日本営業所	(福岡市)	
	工場	ガラスびん	東京工場 (相模原市)	
			埼玉工場 (熊谷市)	
			播磨工場 (兵庫県加古郡)	
		プラスチック容器	関西プラント (兵庫県加古郡)	
			宇都宮プラント (宇都宮市)	
ニューガラス	鳴尾浜プラント (西宮市)			
	尼崎プラント (尼崎市)			
エンジニアリング	(尼崎市)			
子会社	山村倉庫株式会社	本社	(尼崎市)	
	山村ロジスティクス株式会社	本社	(尼崎市)	
	星硝株式会社	本社	(東京都港区)	
	山村フォトリクス株式会社	本社・工場	(横浜市)	
	株式会社山村製壺所	本社・工場	(西宮市)	
	泰山島方圓包装玻璃有限公司	本社・工場	(中華人民共和国)	
	展誠(蘇州)塑料製品有限公司	本社・工場	(中華人民共和国)	
	山村ウタマ・インドプラス	本社・工場	(インドネシア)	

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比
ガラスびん関連事業	1,564名	21名増
プラスチック容器関連事業	113	2名増
物流関連事業	698	22名増
ニューガラス関連事業	185	3名増
全社（共通）	77	5名減
合計	2,637	43名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
833名	1名増	42.2歳	19.9年

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	4,532
株式会社三菱UFJ銀行	3,900

- (注) 1. 上記のほか、シンジケートローン（借入先：株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、農林中央金庫、兵庫県信用農業協同組合連合会、株式会社東京スター銀行、株式会社みなと銀行）による借入金が15,886百万円あります。
2. 借入金残高には、上記金融機関の海外現地法人からの借入を含みます。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(注) 2018年10月1日付で実施した株式併合（普通株式10株を1株に併合）に伴い、発行可能株式総数を300,000,000株から30,000,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 11,145,249株（前期末比 100,307,245株減）

(注) 2018年10月1日付で実施した株式併合（普通株式10株を1株に併合）により、発行済株式の総数は、前期末（111,452,494株）に比べ100,307,245株減少しております。

(3) 当事業年度末の株主数 7,769名（前期末比 939名減）

(4) 上位10名の株主

当事業年度末の株主名簿に基づく大株主（上位10名）は、次のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,043	9.95
日本山村硝子取引先持株会	460	4.39
株式会社三井住友銀行	425	4.05
A G C 株 式 会 社	383	3.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	348	3.32
クリアストリーム バンキング エス エー	325	3.10
山 村 幸 治	304	2.91
株式会社三菱UFJ銀行	296	2.82
三菱UFJ信託銀行株式会社	294	2.81
日本生命保険相互会社	284	2.71

(注) 1. 当社は、2019年3月31日現在、自己株式652千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数には、信託業務に係る持株数が含まれております。

4. 2018年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行うとともに、同日付で単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	山村幸治	社長執行役員
取締役	小林史吉	常務執行役員 環境室、コーポレート本部、研究開発センターおよびニューガラスカンパニー管掌
取締役	明神裕	執行役員 サンミゲル山村パッケージング社駐在 (同社取締役副社長)
取締役 (常勤監査等委員)	谷上嘉規	
取締役 (監査等委員)	井上善雄	株式会社巴川製紙所 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	高坂佳郁子	色川法律事務所 パートナー弁護士
取締役 (監査等委員)	泉豊禄	ハクスイテック株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 常務取締役上高雄樹氏は、2018年12月31日付で辞任いたしました。なお、同氏は退任時において、常務執行役員サンミゲル山村パッケージング社駐在（同社取締役副社長）でありました。
2. 取締役（監査等委員）井上善雄氏、取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏、取締役（監査等委員）泉豊禄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）井上善雄氏の兼職先である株式会社巴川製紙所と当社との間に、特別な関係はありません。
4. 取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は当社の顧問契約先である色川法律事務所のパートナー弁護士であります。同事務所と当社との間における取引高は僅少（当該事務所の年間売上における割合は1%以下）であり、独立性が確保されているものと判断しております。
5. 取締役（監査等委員）泉豊禄氏の兼職先であるハクスイテック株式会社と当社との間に、特別な関係はありません。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、谷上嘉規氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 2019年3月31日現在、当社は、取締役（監査等委員）井上善雄氏、取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏、取締役（監査等委員）泉豊禄氏の3名を東京証券取引所の定めに

基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員 名	支給額 百万円	備 考
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	4 (一)	88 (一)	株主総会決議による報酬限度額は、月額12百万円であります。
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	4 (3)	27 (14)	株主総会決議による報酬限度額は、月額3百万円であります。
合 計 （うち、社外取締役）	8 (3)	116 (14)	

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人分給与相当額（賞与を含む）を15百万円支給しております。
2. 上表には、2018年12月31日付で辞任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。

(3) 取締役の報酬等の決定方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬については、「取締役報酬規則」により算定方法を定めております。基本報酬月額については、株主総会決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬総額の限度内において、取締役の役位等に応じた基準に基づき決定しております。取締役賞与については、業績に対応した基準により算定し、株主総会の決議を経て決定された賞与総額を基本報酬月額に応じて配分することとしております。「取締役報酬規則」の制定・改廃は取締役会の決議によることとしております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

(4) 社外役員の主な活動状況

当事業年度におきましては、合計13回の取締役会を開催いたしました。また、監査等委員会を13回開催いたしました。

取締役（監査等委員）井上善雄氏は、当事業年度に開催された取締役会13回、および監査等委員会13回のすべてに出席しており、独立した立場から、企業経営者としての豊富な経験に基づき、幅広く議案審議等に必要発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回、および監査等委員会13回のすべてに出席しており、審議事項について、独立した立場から、弁護士としての幅広い知見と豊富な経験に基づいた発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）泉豊禄氏は、当事業年度に開催された取締役会13回、および監査等委員会13回のすべてに出席しており、独立した立場から、企業経営者としての豊富な経験に基づき、幅広く議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（５）責任限定契約に関する事項

当社は2015年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が取締役（監査等委員）谷上嘉規氏、取締役（監査等委員）井上善雄氏、取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏、取締役（監査等委員）泉豊禄氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	63百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対し、下記に関する公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っております。
- ・内部統制アドバイザー業務
3. 当社の重要な子会社のうち一部の在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号所定の事由に該当し、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合において、監査等委員による協議の結果、解任を相当と判断したときは、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会が、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認めるとき、または会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決議し、取締役会は、当該決議に基づき、当該案件を株主総会に提出いたします。

(備考) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	43,609	流 動 負 債	21,855
現金及び預金	13,114	支払手形及び買掛金	8,210
受取手形及び売掛金	19,568	短 期 借 入 金	6,939
商 品 及 び 製 品	7,174	1年内償還予定の社債	100
仕 掛 品	224	未 払 金	3,499
原材料及び貯蔵品	2,838	未 払 法 人 税 等	360
前 払 費 用	140	未 払 消 費 税 等	231
そ の 他	599	未 払 費 用	777
貸 倒 引 当 金	△51	賞 与 引 当 金	499
固 定 資 産	61,396	役 員 賞 与 引 当 金	17
有 形 固 定 資 産	33,600	そ の 他	1,218
建 物 及 び 構 築 物	8,022	固 定 負 債	27,902
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	13,894	社 債	1,500
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,060	長 期 借 入 金	20,099
土 地	10,332	リ ー ス 債 務	1,425
建 設 仮 勘 定	291	環 境 対 策 引 当 金	21
無 形 固 定 資 産	1,512	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,133
そ の 他	1,512	繰 延 税 金 負 債	1,034
投 資 そ の 他 の 資 産	26,283	そ の 他	687
投 資 有 価 証 券	3,410	負 債 合 計	49,758
関 係 会 社 株 式	21,457	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 出 資 金	20	株 主 資 本	57,311
長 期 貸 付 金	2	資 本 金	14,074
長 期 前 払 費 用	45	資 本 剩 余 金	16,697
退 職 給 付 に 係 る 資 産	860	利 益 剩 余 金	27,775
繰 延 税 金 資 産	103	自 己 株 式	△1,236
そ の 他	409	その他の包括利益累計額	△2,128
貸 倒 引 当 金	△25	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,258
資 産 合 計	105,006	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△133
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,715
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△538
		非 支 配 株 主 持 分	65
		非 支 配 株 主 持 分	65
		純 資 産 合 計	55,248
		負 債 純 資 産 合 計	105,006

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	70,251
売上原価	58,154
売上総利益	12,096
販売費及び一般管理費	11,813
営業利益	282
営業外収益	1,754
受取利息	8
受取配当金	83
持分法による投資利益	1,138
その他	523
営業外費用	1,158
支払利息	422
為替差損	278
租税公課	131
その他	326
経常利益	878
特別利益	224
固定資産売却益	11
投資有価証券売却益	212
特別損失	147
固定資産売却損	53
固定資産廃棄損	94
税金等調整前当期純利益	955
法人税、住民税及び事業税	544
法人税等調整額	237
当期純利益	172
非支配株主に帰属する当期純利益	6
親会社株主に帰属する当期純利益	166

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日期首残高	14,074	16,697	28,134	△1,234	57,672
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△524		△524
親会社株主に帰属する 当期純利益			166		166
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	△358	△2	△361
2019年3月31日期末残高	14,074	16,697	27,775	△1,236	57,311

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 調 整 換 算 差 額	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年4月1日期首残高	1,870	13	△1,214	△775	△105	63	57,629
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△524
親会社株主に帰属する 当期純利益							166
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△611	△146	△1,500	236	△2,022	2	△2,020
連結会計年度中の変動額合計	△611	△146	△1,500	236	△2,022	2	△2,381
2019年3月31日期末残高	1,258	△133	△2,715	△538	△2,128	65	55,248

(備考) 当連結計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,576	流動負債	16,900
現金及び預金	9,073	支払手形	62
受取手形	1,361	買掛金	5,149
電子記録債権	2,410	短期借入金	3,570
売掛金	11,969	1年内返済予定の長期借入金	3,738
商品及び製品	5,421	1年内償還予定の社債	100
仕掛品	102	リース債務	271
原材料及び時蔵品	1,422	未払金	315
前払費用	33	未払法人税等	333
短期貸付金	4,358	未払事業所税	65
未収入金	273	未払消費税等	47
その他の	153	未払費用	265
貸倒引当金	△4	前受金	12
固定資産	51,931	預り金	32
有形固定資産	25,319	賞与引当金	400
建物	5,078	設備関係未払金	2,462
構築物	356	その他の	74
機械及び装置	8,770	固定負債	23,995
車両運搬具	1	社債	1,500
工具、器具及び備品	741	長期借入金	19,178
土地	10,306	リース債務	501
建設仮勘定	65	退職給付引当金	2,131
無形固定資産	237	環境対策引当金	21
ソフトウェア	210	繰延税金負債	248
その他の	27	その他の	414
投資その他の資産	26,374	負債合計	40,895
投資有価証券	3,260	(純資産の部)	
関係会社株式	20,065	株主資本	46,487
関係会社出資金	856	資本金	14,074
従業員に対する長期貸付金	2	資本剰余金	17,300
関係会社長期貸付金	1,327	資本準備金	17,300
長期前払費用	30	その他資本剰余金	0
前払年金費用	715	利益剰余金	16,349
その他の	128	利益準備金	1,551
貸倒引当金	△14	その他利益剰余金	14,798
資産合計	88,507	固定資産圧縮積立金	1,755
		別途積立金	11,000
		繰越利益剰余金	2,042
		自己株式	△1,236
		評価・換算差額等	1,123
		その他有価証券評価差額金	1,257
		繰延ヘッジ損益	△133
		純資産合計	47,611
		負債純資産合計	88,507

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		43,346
売上原価		33,554
売上総利益		9,791
販売費及び一般管理費		9,091
営業利益		700
営業外収益		1,087
受取利息	74	
受取配当金	417	
その他	595	
営業外費用		622
支払利息	233	
その他	389	
経常利益		1,164
特別利益		211
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	206	
特別損失		2,058
固定資産廃棄損	71	
関係会社株式評価損	1,986	
税引前当期純損失		681
法人税、住民税及び事業税		418
法人税等調整額		△103
当期純損失		997

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		剰余金				
		資本 準備金	その 他 資本 剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2018年4月1日 期首残高	14,074	17,300	0	1,551	1,984	11,000	3,335	△1,234	48,012	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△228		228		—	
剰余金の配当							△524		△524	
当期純損失(△)							△997		△997	
自己株式の取得								△2	△2	
自己株式の処分			△0					0	0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	—	△228	—	△1,292	△2	△1,524	
2019年3月31日 期末残高	14,074	17,300	0	1,551	1,755	11,000	2,042	△1,236	46,487	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日 期首残高	1,863	13	1,876		49,888
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当					△524
当期純損失(△)					△997
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△606	△146	△752		△752
事業年度中の変動額合計	△606	△146	△752		△2,276
2019年3月31日 期末残高	1,257	△133	1,123		47,611

(備考) 当計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中畑孝英 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 龍田佳典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本山村硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中畑孝英 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 龍田佳典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

日本山村硝子株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 谷上嘉規 ㊟

監査等委員 井上善雄 ㊟

監査等委員 高坂佳郁子 ㊟

監査等委員 泉 豊禄 ㊟

(注) 監査等委員井上善雄及び監査等委員高坂佳郁子及び監査等委員泉豊禄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第90期の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、262,328,000円となります。

(注)当社は、2018年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。株式併合前の2018年9月30日を基準日として1株当たり2円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式併合前に換算しますと中間配当金2円50銭と期末配当金2円50銭を合わせた1株金5円に相当し、株式併合後に換算しますと、中間配当金25円と期末配当金25円を合わせた1株当たり金50円に相当いたします。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

3名全員は、本總會終結の時をもって任期が満了いたします。

また、取締役上高雄樹氏は、2018年12月31日付で辞任しておりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関して、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任である旨判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまむら こうじ 山 村 幸 治 (1962年9月25日)	1991年6月 山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社 管理本部管理部長 1994年6月 同社取締役 管理本部副本部長 1997年7月 同社取締役 管理本部長 1998年5月 同社常務取締役 管理本部長 2000年2月 同社常務取締役 プラスチック事業本部長 2002年4月 同社専務取締役 2003年6月 同社代表取締役社長 最高執行責任者 2005年6月 同社代表取締役社長 最高経営責任者兼最高執行責任者	304,900株
	再任	2012年12月 加藤産業株式会社社外監査役（現任） 2017年6月 日本山村硝子株式会社代表取締役社長執行役員（現任）	
2	こばやし ふみよし 小 林 史 吉 (1960年8月5日)	1984年4月 山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社 2010年4月 同社ガラスびんカンパニー営業本部西部営業部副部長 2011年5月 株式会社山村製塩所代表取締役社長 2014年1月 日本山村硝子株式会社プラスチックカンパニー社長 2014年4月 同社執行役員 プラスチックカンパニー社長 2017年6月 同社取締役 常務執行役員 環境室、コーポレート本部、研究開発センター、ニューガラスカンパニー管掌、プラスチックカンパニー社長	6,952株
	再任	2018年1月 同社取締役 常務執行役員 環境室、コーポレート本部、研究開発センター、ニューガラスカンパニー管掌（現任）	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	みょうじん ゆたか 明 神 裕 (1961年11月15日)	1984年4月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社	5,960株
		2008年4月 同社ガラスびんカンパニー生産本部 播磨工場長	
		2011年1月 同社ガラスびんカンパニー生産本部 大阪工場長	
		2012年4月 同社ガラスびんカンパニー生産本部 東京工場長	
		2013年1月 同社ガラスびんカンパニー 生産本部長	
		2014年4月 同社執行役員 ガラスびんカンパニー 生産本部長	
		2014年12月 同社執行役員 ガラスびんカンパニー 社長	
		2017年6月 同社取締役 執行役員 ガラスびんカンパニー社長	
	再任	2019年1月 同社取締役 執行役員サンミゲル山村パッケージング社駐在(同社取締役副社長)(現任)	
4	うえだ みつお 植 田 光 夫 (1961年4月20日)	1985年4月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社	7,300株
		2007年1月 同社ガラスびんカンパニー生産本部 埼玉工場長	
		2008年4月 同社ガラスびんカンパニー生産本部 東京工場長	
		2010年1月 同社ガラスびんカンパニー生産本部 技術部長	
		2013年5月 同社ガラスびんカンパニー生産本部 品質保証部長	
		2014年12月 同社執行役員 ガラスびんカンパニー 生産本部長	
	2016年4月 同社執行役員 山村倉庫株式会社代表取締役社長		
	新任	2019年1月 同社執行役員 ガラスびんカンパニー 社長(現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各氏を取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
- (1) 山村幸治氏につきましては、経営者として豊富な経験と実績を有し、当社の代表取締役および社長執行役員としてリーダーシップを発揮しております。また、財務・経理部門の要職歴任により、当該分野にも精通するなど当社のトップとして相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。
 - (2) 小林史吉氏につきましては、ガラスびん営業部門やプラスチック事業のトップ、製びん子会社の代表取締役社長を歴任する中、パッケージ事業全般における豊富で幅広い経験と実績を有していることに加え、本社部門、グループ会社を統括していることから、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。
 - (3) 明神裕氏につきましては、主力であるガラスびん事業の技術・生産部門の要職を経てトップを歴任する中、同事業における豊富な経験と実績を有していることに加え、海外関係会社の現地経営を務めるなど、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。
 - (4) 植田光夫氏につきましては、主力であるガラスびん事業の研究・技術・生産部門における要職や、物流子会社の代表取締役社長を歴任するなど、幅広い経験と実績を有していることに加え、ガラスびん事業のトップを務めていることから、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。
- これら4氏の候補者を選任いただくことで、取締役会全体としての知識・経験・能力の多様性および事業規模に相応しい員数体制が確保できるものと考えます。また、取締役会を適正規模で機動的に運営することで、引き続き実効性向上に努めてまいり所存です。
3. 監査等委員会は、各業務執行取締役候補者と面談を行い、その資質や業務状況の観点から検討いたしました。その結果、各候補者は当社の取締役として適任であると判断いたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	とりい とよひこ 鳥居豊彦 (1955年10月7日) 新任	1980年4月 日本硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社 2008年4月 同社ガラスびんカンパニー生産本部埼玉工場長 2012年6月 同社環境室長 2015年6月 同社常勤監査役 2017年6月 同社執行役員 監査等委員会室長(現任)	6,254株
2	いのうえ よしお 井上善雄 (1964年11月8日) 再任・社外(独立役員)	1987年4月 株式会社日本興業銀行入行 1998年3月 株式会社巴川製紙所入社 1999年6月 同社取締役 2000年3月 同社常務取締役 2002年6月 株式会社巴川製紙所代表取締役社長(現任) 2007年6月 日本山村硝子株式会社社外取締役 2017年4月 学校法人城北学園理事長(現任) 2017年6月 日本山村硝子株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年10月 株式会社スペースバリューホールディングス社外取締役(現任)	15,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	こうさか けいこ 高坂佳郁子 (1976年9月20日)	2002年10月 弁護士登録 同 色川法律事務所入所 2009年1月 色川法律事務所パートナー弁護士 (現任) 2016年6月 日本山村硝子株式会社社外監査役 2017年6月 同社社外取締役(監査等委員) (現任) 2017年6月 アジア太平洋トレードセンター株式 会社社外監査役(現任) 2018年3月 東洋炭素株式会社社外監査役 (現任)	300 株
	再任・社外(独立役員)	2018年6月 株式会社ファルコホールディングス 社外監査役(現任)	
4	いずみ とよろく 泉豊禄 (1963年2月16日)	1986年4月 野村不動産株式会社入社 1989年12月 アイアント・エフ・ビルディング株式会社入社 1997年3月 同社取締役 1998年3月 同社取締役副社長 1999年3月 ハクスイテック株式会社取締役 2000年3月 同社代表取締役社長(現任) 2013年3月 アイアント・エフ・ビルディング株式会社監査役 (現任)	1,000 株
	再任・社外(独立役員)	2017年6月 日本山村硝子株式会社社外取締役 (監査等委員)(現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社の社外取締役の独立性判断基準につきましては、株式会社東京証券取引所が定めた基準の通りとしております。
3. 井上善雄、高坂佳郁子、泉豊禄の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は井上善雄、高坂佳郁子、泉豊禄の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏が原案どおり選任されますと、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
4. 各氏を監査等委員である取締役の候補者とした理由は、以下のとおりです。
- (1) 鳥居豊彦氏につきましては、ガラスびん事業の技術・生産部門や全社環境部門の要職を歴任、また、監査役および監査等委員会室において豊富な監査・モニタリング経験を有していることから、適切に経営監視を行うことが可能であると考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 井上善雄氏につきましては、経営者として豊富な経験と実績を有しており、その経験と幅広い見識を当社の経営監視に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
- (3) 高坂佳郁子氏につきましては、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、客観的かつ専門的な見地から経営監視を行うことが可能であると考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

同氏は当社の顧問契約先である色川法律事務所のパートナー弁護士であります。同事務所と当社との間における取引高は僅少（当該事務所の年間売上における割合は1%以下）であり、独立性が確保されているものと判断しております。

- (4) 泉豊禄氏につきましては、経営者として豊富な経験と実績を有しており、その経験と幅広い見識を当社の経営監視に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 井上善雄氏が社外取締役として在任している株式会社スペースバリューホールディングスにおいて、2019年2月に会計処理上の疑義が公表され、その後第三者委員会による調査が行われました。結果、種々の不適切な会計処理等が認められたため、代表取締役が引責辞任するに至っております。同氏は、当該違法行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃より同社取締役会等において法令順守の観点から発言を行っており、本事実判明後も代表取締役交代に関して一定の貢献を行うとともに、再発防止策について取締役会で提言を行っております。
6. 責任限定契約について

当社は、定款の定めに基づき、井上善雄、高坂佳郁子、泉豊禄の3氏との間で責任限定契約を締結しております。本総会において、3氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であり、また、鳥居豊彦氏が原案どおり選任されますと、新たに当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

以上

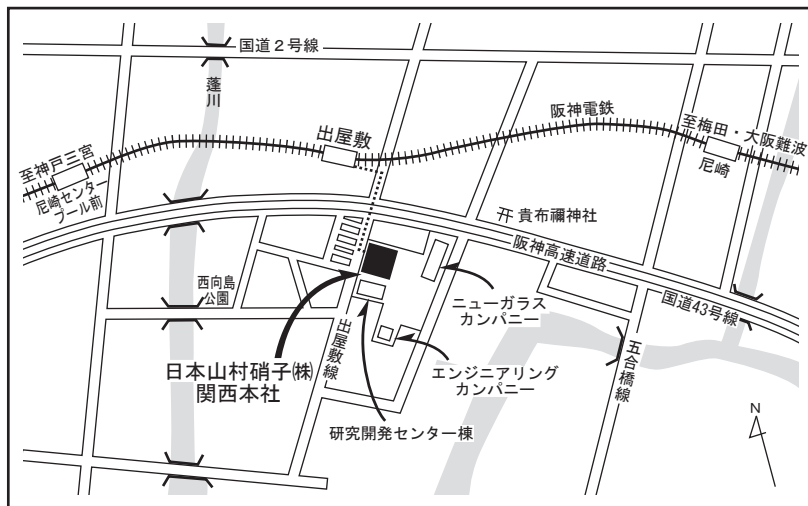
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

会場ご案内図



※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

場 所 兵庫県尼崎市西向島町15番 1

日本山村硝子株式会社 関西本社

電 話 06-4300-6000(代)

■阪神電鉄 出屋敷駅下車 徒歩 6分

(東改札口を出て、
出屋敷線を南にお進みください)